

令和5年7月7日からの大雨による災害における
労働保険料等の納付の猶予制度について

この度の「大雨に伴う災害」により、令和5年7月8日に災害救助法の適用がなされた地域（佐賀市・唐津市・伊万里市）において、所有する財産に相当の損失を受けたことで、労働保険料等の納付ができないときは、一定の要件に該当する場合、納付の猶予が認められます。

詳しい内容については、下記「佐賀労働局総務部労働保険徴収室」までご連絡ください。

連絡先 : 佐賀労働局総務部労働保険徴収室

〒840-0801

佐賀市駅前中央3-3-20

電話 0952-32-7168